

微小粒子状物質対策検討ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、微小粒子状物質対策検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することにより、微小粒子状物質対策（以下「PM2.5対策」という。）について、検討基礎資料を作成し、関係部局の連携のもと大阪市環境保全推進本部関係幹事におけるPM2.5対策に関する検討をより円滑に推進することを目的とする。

(構成)

第2条 WGは、別表に掲げる職員で構成する。なお、課題等の内容により必要に応じて関係職員を追加し、参加させることができる。

(検討事項)

第3条 WGにおける作業事項は、次のとおりとする。

- (1) PM2.5の環境測定に関すること
- (2) PM2.5の発生源に関すること
- (3) PM2.5の排出インベントリーに関すること
- (4) PM2.5の対策手法に関すること
- (5) その他必要と認める事項に関すること

(庶務)

第4条 WGの事務は、環境局環境管理部環境管理課が行う。

(会議の開催)

第5条 WGは必要に応じて、適宜、開催する。

(その他)

第6条 その他必要な事項については、別途定める。

(施行期日)

附則 この要綱は、平成22年2月18日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

所 属	職 名
健康局	環境科学研究センター 所長 環境科学研究センター 環境調査担当課長 環境科学研究センター 研究主幹 環境科学研究センター 研究主任
環境局	環境管理部 環境管理課長 環境管理部 環境管理課長代理 環境管理部 環境管理課担当係長（環境情報グループ） 環境管理部 環境規制課長 環境管理部 環境規制課長代理 環境管理部 環境規制課担当係長（環境保全対策グループ）